

「第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画(案)」へのご意見に対する考え方

「第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画(案)」について、令和6年2月5日(月)から令和6年3月5日(火)まで県民の皆さまからご意見を募集しましたところ、3団体1個人から計4通17件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見とご意見に対する考え方について、下記のとおり取りまとめましたので、公表します。ご意見をお寄せいただいた皆様に厚くお礼申し上げます。なお、ご意見の内容については、趣旨を損なわない範囲で一部要約している部分があります。また、ご意見の趣旨に沿って分類・整理したうえで記載させていただいておりますので、ご了承ください。

番号	分類	意見	ご意見に対する県の考え方
1	全般	第4章と第5章は、同じような形・内容で並んでいます。こうした文書を受け取る現場の立場からも、200ページを優に超えるような分厚い、しかも各ページに事細かな数値目標が羅列されているものを与えられるよりも分量が少なければ、それだけ心理的な負担を減らすことができます。根本的な再考を求めます。そして、本日に今必要な施策に絞るなど、焦点化をすることで削減を求めます。	まず、ご指摘の第4章と第5章の構成については、原案の第5章の章扉の下側に「※第1章から第4章までの内容が『第3期教育等の振興に関する施策の大綱』の位置付けとなっており、第5章に掲げる取組・事業は『第4期高知県教育振興基本計画』の位置付けとなります。」と、それぞれの章の趣旨をお示しているところです。また、第5章のみを示しても各施策の概要や指標等の全体像が見えることをねらいとして、原案のような構成としているところです。また、焦点化等のご指摘については、「教育等の振興に関する施策の大綱」等は県の教育に係る方向性や施策等を取りまとめたものとなっており、その分量が教職員の業務量に直接結びつくものではありません。そのうえで、県としては、様々な社会状況等を踏まえて取り組むべき施策等を位置付けたものと考えており、また、PDCAを回す観点等からも適切な指標・KPIを設定したものと考えております。なお、「働き方改革」の取組については重要であると考えており、原案の基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2として「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」、「教員等の人材確保に向けた取組」の一体的推進を示しているところです。
2	全般	大綱や基本計画は法に基づいて定められますが、内容が多岐にわたり多数の指標が示されており、精選すべきと考えます。作成や数値目標の達成のために、教育行政職員、学校現場の教職員の負担が増え硬直化を招いており、「働き方改革」の足かせにならば、本末転倒です。教職員が、子どもたち一人ひとりに向き合うことができ、精神的なゆとりをもって子どもたちに対応することができる環境整備が求められています。	「教育等の振興に関する施策の大綱」等は県の教育に係る方向性や施策等を取りまとめたものとなっており、その分量が教職員の業務量に直接結びつくものではありません。そのうえで、県としては、様々な社会状況等を踏まえて取り組むべき施策等を位置付けたものと考えており、また、PDCAを回す観点等からも適切な指標・KPIを設定したものと考えております。なお、「働き方改革」の取組については重要であると考えており、原案の基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2として「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」、「教員等の人材確保に向けた取組」の一体的推進を示しているところです。
3	基本方針Ⅰ	【施策(2)授業改善サイクルの確立・授業と授業外学習を切れ目なくつなぐシームレス化(高等学校段階)】における「学力定着把握検査」は民間業者のものであり、その指標を「公教育」の指標に使うことは適切でないと考えます。	「学力定着把握検査」は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等として、文部科学省から一定の要件に適合するものとして認定されているものであり、全国的な指標による客観的な学力分析を行うことができるものと考えております。そのため、指標として用いることは適切であると認識しております。
4	基本方針Ⅰ	学校・教育においてデジタル技術の活用が強調され、その育成も必要ですが、県オリジナルアンケート結果の家庭学習時間がゼロ(学力の低下)、睡眠時間の減少(健康への影響)の一因に、スマートフォン等の利用が指摘されています。また、「ネット上のいじめ」や「有害情報へのアクセス」なども社会問題になっています。教育におけるその対応が必要ではないでしょうか。A. ネット社会における著作権や個人情報の保護のルール、ICTの使い過ぎによる健康障害やネット依存について、ういじめなどのネットトラブル予防と発生時の対応などについて学ばせることが必要です。	ご指摘の内容については、原案の基本方針Ⅰの政策Ⅰ-5における施策(13)において、各取組・事業のNo.49として「(略)インターネットによる人権侵害を防ぐため、情報モラルやネット問題の危険性等について理解を深め、自らトラブルを防止しようとする態度を育成する。」等といった記載がございます。
5	基本方針Ⅰ	【施策(9)今後の高知県や日本のイノベーションを担うための教育の充実】の指標を「教科『情報』を受講した学年の生徒において、『授業で学んだスキルが身についた』と肯定的に回答した生徒の割合を100%とする。」としていますが、『情報』の授業の充実が必要ですが、「教科『情報』の生徒の主観的な評価を指標とするのは適切ではないと考えます。また、「ICTの使い過ぎによる健康障害やネット依存について」、「いじめなどのネットトラブル予防と発生時の対応」については、「教科『情報』」では扱われておらず、施策に盛り込むべき課題であると考えます。	教科「情報」では、身につけた情報活用能力を教科等の特質に応じて教科等横断的に積極的に活用していくことや、情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度を育成することが求められます。そのため、生徒自身が「授業で学んだスキルが身についた」と実感することが重要であり、指標として設定したものです。また、「ICTの使い過ぎによる健康障害やネット依存について」については、例えば特別活動「ホームルーム活動」において、情報化などの進展の中での生活習慣の乱れといった問題に生徒が積極的に取り組み、適切な解決策を見いだしていくよう指導することが求められています。加えて「いじめなどのネットトラブル予防と発生時の対応」については、例えば「情報Ⅰ」において、情報社会における個人の責任や情報モラルについて理解するよう指導することが求められています。以上のことから、ご指摘の点については、特別活動や教科「情報」の充実を図ることで対応していきます。

番号	分類	意見	ご意見に対する県の考え方
6	基本方針Ⅱ	<p>障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことがインクルーシブであるかのような捉え方は、本質から離れていると考えます。ただ単に何も手だてのない「障害のある子ども、障害のない子ども共に生き共に学ぶこと」は、インクルーシブ教育に値しません。地域の学校でともに学ぶことに適応できない障害のある子どもは特別支援学校へ入学することができ、そこで教育をうけることもインクルーシブ教育と言えます。</p> <p>一人ひとりが、仲間とともに自己の能力を発揮し可能性を実現していくためには、豊かな教育を保障するための教育環境や教育条件等を改善する必要があります。</p> <p>小中学校の特別支援学級の定数の見直しや複数担任制など、専門的な教育を保障するための制度の改善が必要です。</p> <p>また、特別支援学校においては、豊かな教育活動を保障するために施設設備の充実が必要です。学校設置基準が策定されましたが、既存校への適応がない状況です。既存校においても、基準の適応がされるように進めてもらいたいです。これらの課題について、当事者である児童生徒や保護者、教職員の声を聴いてほしいです。アンケートなど、意見を集めるための対応を取ってほしいです。</p>	<p>「インクルーシブ教育」については、原案の第4章の基本方針Ⅱの政策Ⅱ-1の【政策のポイント】において、「よりインクルーシブで多様な教育的ニーズに柔軟に対応した学校運営モデル等を研究し」と示しているように、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場を整備することを前提として考えております。</p> <p>また、ご指摘の教育環境の整備・充実については、特別支援学校は施策(27)、小・中・高等学校は施策(28)において、重点的に取組を推進していければと考えており、ご意見については、今後、施策を推進するにあたって参考にさせていただきます。</p>
7	基本方針Ⅱ	<p>ICTの活用については、非常に効果的な利用ができる児童生徒もいますが、重度障害の場合は、実際に物体に触れ体験し感じる事が重要です。そのように、児童生徒の実態によって活動内容が違ってくるにもかかわらず、ICTの活用を必須の内容として組み入れることに無理があるという現場の教職員の声があります。柔軟な対応を願います。</p>	<p>例えば、施策(27)の各取組・事業No.74のKPIとしてお示しをしている「ICTの活用」の「ICT」には、1人1台端末はもちろん、視線入力装置やスイッチなど特別支援教育の中で従来から実践されてきた機器等も含めたものとして考えております。</p> <p>特別支援学校において、障害の程度に応じて、様々なICTがより効果的に活用されるよう、取組を進めていきます。</p>
8	基本方針Ⅱ	<p>施策(29)</p> <p>医療的ケア児の命と教育を守るために、学校看護師が継続して勤務できるように、労働条件の改善と継続した研修や育成、資質向上のための取組の充実が求められます。学校看護師が休んだ時の対応として、他の学校から勤務しに行くことができるなど、柔軟なシステムが必要です。学校看護師の要望や困っていることなどを聞き、改善していきましょう。現在1名配置されている巡回看護師は、県下の学校を訪問することや、看護職員の専門性の向上のための育成など多くの仕事をこなしています。会計任用職員ではなく、正規の常勤職員として雇用するべきだと考えます。</p> <p>令和5年度から始まった医療的ケアの必要な児童生徒の通学保障のためのモデル事業については、利用回数と対象を増やしてください。</p>	<p>医療的ケア児が安全な環境で教育・保育をうけることができるよう、施策(29)の各取組・事業を進めていければと考えており、ご意見については、今後、施策を推進するにあたって参考にさせていただきます。</p>
9	基本方針Ⅳ	<p>高知県の中学校で採用されている「タテ持ち」の廃止を強く求めます。今回の大綱及び計画でも、「タテ持ち」による授業改善が掲げられていますが、「タテ持ち」による授業改善の効果は確認されておらず、逆に「タテ持ち」になったことで学年の実態に応じた学年行事の取組の実施や出張等による時間割編成の調整に強い制約が生じるようになりました。</p> <p>高知県の教育方針において、「ヨコ持ち」か「タテ持ち」かの選択は、実態に即した施策が必要です。現場の声を聞き、効果的な計画を検討していただきたいと強く願います。</p>	<p>「教科のタテ持ち」の実施校においては定期的に教会会等が実施され、日常的なOJTや、教員が協働して授業力の向上を図る仕組みが整っていると評価しております。実際に、令和5年11月30日の高知県総合教育会議の資料2「次期教育等の振興に関する施策の大綱の策定に向けた各関係者との対話等」等において示しておりますように、教職員の中からは「『教科のタテ持ち』によって『学年の生徒』ではなく『学校の生徒』という意識が持てる。」という声も頂戴しているところです。</p> <p>中学校の学力向上を図るためにも、タテ持ち等による組織的な授業改善は重要であると考えており、原案の施策(64)の各取組・事業No.163等において推進していきます。</p>
10	基本方針Ⅳ	<p>【施策(61)教職員の不祥事の防止強化と、発生した場合の対応体制の強化】の指標を「懲戒処分件数を0件とする」としていますが、懲戒処分に該当する行為が生じている現状下では、問題の隠れいに繋がりがかねず、適切でないと考えます。また、県立学校全教職員へのアンケート結果を指標に使うのであれば、「『風通しのよい(相談しやすい等)職場と感じている』と回答した教職員の割合を高める」という抽象的な指標ではなく、ハラスメントの被害を感じた職員の相談窓口の利用者(あるいは利用割合)を高めるという具体的な指標にすべきと考えます。</p>	<p>不祥事が続発しているという危機的状況を踏まえ、発生した場合の対応体制を強化し、適切に対応するとともに、発生防止のための対策を強化することで、懲戒処分に該当するような不祥事をゼロにするという強い覚悟と意思のもと、ご指摘の指標を設けております。</p> <p>また、「風通しのよい職場」は、周囲と相談しやすい環境をつくることで、ハラスメントに限らず、事務処理の誤り等も含めた不祥事全般を未然に防ぐ効果が期待できることから、指標として設定したものです。</p>

番号	分類	意見	ご意見に対する県の考え方
11	基本方針Ⅳ	【施策(68)教育施設等の耐震化、防災対策の促進】指標を「県立学校体育館への空調設備を計画的に行う。」としています。熱中症対策には有効ですが、空調設備にかかわらず、災害時における電源の喪失は児童・生徒の命にかかわる問題です。このことは、能登半島地震での教訓でもあり、孤立時における電源の確保(太陽光発電・蓄電施設や高出力の発電機の設置など)、通信手段の確保(衛星電話設備など)、水の確保(備蓄水では不足)は急務です。	電源の確保については、太陽光発電設備の設置可能な学校への整備を進めているところです。また、児童生徒及び教職員用の水の確保については、現在、特別支援学校は5日分、それ以外の学校は3日分の備蓄を完了していますが、能登半島地震を受けて、備蓄日数の見直しの検討が県全体で行われる予定です。さらに、通信手段の確保等を含めた本県の防災対策の推進について、引き続き検討を進めていきます。
12	基本方針Ⅳ	【施策(74)コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進】について、学校運営協議会の公開、民主的な運営、子ども参加が求められます。	ご意見については、今後、施策を推進するにあたって参考にさせていただきます。
13	基本方針Ⅳ	高知県の教職員40人に1人が病休を取る現状があります。しかも、メンタルを理由とする者がほぼ倍増する現状です。こうした病休者の数が高止まりの中で、代替教員未配置が続出する状態にあります。今回出された「第3期教育等の振興に関する施策の大綱・第4期高知県教育振興基本計画」(案)の第2章「高知県の教育等の現状と課題」には、この現状を深刻に捉え、高知県の教育をめぐる危機としてとらえる表現がありません。こうした現状をしっかりと分析し、対策を考えることが何よりもまず必要であると考えます。	ご指摘の内容のような個別の教育課題については、主として、第2章ではなく第4章にそれぞれ整理をしております。その中で、ご指摘の趣旨については、原案の第4章の基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2のまず【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】において「若年者や県外出身者が増加する中で、若年教員の時間外在校等時間が多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあります。」と示し、そのうえで【政策のポイント】において「〇特に若年層に対して負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横のつながりを作ることなどにより、精神疾患による病気休暇等を予防する対策を講じる必要があります。」との記載がございます。そして、これを踏まえ、原案の施策(63)「学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進」及び施策(67)「教職員のメンタルヘルス対策」を掲げているところです。
14	基本方針Ⅳ	先生がいない状況では、いくら「教育の目標」を掲げていても、実現できるはずがありません。また、大綱案に記載された一つ一つの目標を実現していこうにも、今までの取組だけで長時間過密労働が続いている現状では新たな目標に取り組む時間的余裕はありません。これでは、新たな施策を実施していくことはもちろん出来ませんし、今までの取組にも軽重をつけて減らしていかなければ計画倒れに終わってしまいます。第2期大綱そして第3期基本計画で行ってきた高知県の教育政策が、教職員の長時間過密労働や、管理職によるハラスメントが止まらない現状を生み出し、病休者や若年退職者を続出させ、教職員希望者を減少させているとの認識に立ち、根本的な見直しをすることを求めます。	教職員の「働き方改革」については、前期の第2期教育等の振興に関する施策の大綱等においても「6つの基本方針に関わる横断的な取組」として位置付け、取組を進めてきたところです。その現状・課題としては、原案の第4章の基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2の【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】においてお示しをされており、また、それを受けて【政策のポイント】及び施策(63)～(67)として、「学校における働き方改革」、「チーム学校の推進・強化」、「教員等の人材確保に向けた取組」の一体的推進として掲げているところです。
15	基本方針Ⅳ	大綱案の「施策63並びにそれに関連するNo157～161」を見直し、学校現場における「意識改革」や「効率化」等ではなく、県教委が学校現場に求める業務(報告書の削減、研修の軽減、施策の押しつけ等)の削減を県教委レベルで実施する観点を入れてください。また、県独自の施策として、教職員配置の増員や充実など、実効ある「一人ひとりの業務量削減」の施策を打ち出してください。	ご指摘の前段の点については、原案の第5章における基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2の施策(63)のうち、取組・事業のNo.158において「教育委員会事務局の調査等の精選、研修の精選(略)により、教員の負担軽減を図る。」との記載がございます。また、ご指摘の後段の点については、教職員の負担軽減の観点から、若年教員へのサポート体制の充実やICTツールの導入、教員業務支援員の配置などについて、原案の同施策(63)の各取組・事業(No.157～No.161)として掲げているところです。
16	基本方針Ⅳ	なぜ、数値は文科省が発表した数値なのか。現状の分析をもっと具体的にすべきです。文科省に報告した数値を使っているのかも知れませんが、高知県の病休者の数ならば、県教委が把握しているはずで、病気休業者と一ヶ月以上の病気休暇取得者を一緒にしていますが、高知県内の数ならば、それぞれを仕分けして数値を出せるはずで、取得した方の年齢層なども分析すれば、傾向が出てくるかも知れません。また、そうした細かな数値を出すことで、対策も違ってくるはずで。	病休者については、病気休職者についても、1ヶ月以上の病気休暇取得者についても、あわせて全体的に減少させることを目指すべきであると考えており、原案の「施策(67)の達成の目安となる指標」としてお示している数値においては、「(略)病休者(病気休職者及び1ヶ月以上の病気休暇取得者)数を約30%減少させる。」としております。そのうえで、病気休職者・病気休暇取得者いずれにおいても、原案の施策(67)に掲げております取組・事業No.167「教職員のメンタルヘルス対策」に取り組むことで、その減少を図ることをお示しているところです。

番号	分類	意見	ご意見に対する県の考え方
17	基本方針Ⅳ	<p>具体的な対策をもっと検討すべきです。第2期大綱そして第3期基本計画の実施中でも、「ストレスチェック」は県立学校の教員に対しては県の施策として実施してははずです。「相談窓口」「復帰サポートシステム」も置かれていたはずです。「ストレスチェック」がどう使われ、どのような弱点があったのか、そんな分析がないまま、同じことを繰り返すのが「減らす計画」の具体策なのでしょうか。「相談窓口」が何件利用され、どう活用されたのか。もしくは、あまり利用されていなかったとしたら、その理由は何なのか、どう改善すれば有効に活用されるのか、そうした分析がないままなら、「減らす具体策」にはなり得ないと思います。同じ表現を並べても、改善する対策にはなりません。こうした政策の総括とそれに応じた対応策があってこそ、新たに「減らす対策」になるのではないのでしょうか。</p>	<p>教職員のメンタルヘルス対策については、原案の第4章の基本方針Ⅳの政策Ⅳ-2のまず【基本目標を実現するうえでの本政策に係る現状・課題】において「若年者や県外出身者が増加する中で、若年教員の時間外在校等時間が多い実態があるとともに、病気休暇や早期退職も増加傾向にあります。」と現在の状況等を示し、そのうえで【政策のポイント】において「○特に若年層に対して負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実、教職員の横のつながりを作ることなどにより、精神疾患による病気退職等を予防する対策を講じる必要があります。」との記載がございます。そして、これを踏まえ、原案の施策(63)「学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進」及び施策(67)「教職員のメンタルヘルス対策」を掲げているところです。</p> <p>特に施策(67)の中では、新たに、若年教員の負担軽減やサポート体制の整備、相談体制の充実など、具体的な対策に取り組むこととしております。また、これまでも実施してきたストレスチェックや相談窓口の活用、職場復帰サポートシステムの活用なども、引き続きメンタルヘルス対策のためには重要であると考えており、同施策の取組に位置付けております。</p>